

○総務省令第百十七号

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百十二号）第三条第三項の規定に基づき、収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十日

総務大臣 新藤 義孝

収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令等の一部を改正する省令

（収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令の一部改正）

第一条 収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令（平成十五年総務省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「百分の三・一五」を「百分の三・二四」に改める。

（雇用保険印紙及び健康保険印紙の売りさばきに関する省令の一部改正）

第二条 雇用保険印紙及び健康保険印紙の売りさばきに関する省令（平成十五年総務省令第七十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「百分の五・二五」を「百分の五・四」に改める。

(特許印紙の売りさばきに関する省令の一部改正)

第三条 特許印紙の売りさばきに関する省令(平成十五年総務省令第七十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「百分の三・一五」を「百分の三・二四」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)の施行の日(平成二十六年四月一日。以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令第五条第一項第一号の規定は、施行日以後に売りさばいた印紙について適用し、施行日前に売りさばいた印紙につい

ては、なお従前の例による。

第三条 第二条の規定による改正後の雇用保険印紙及び健康保険印紙の売りさばきに関する省令第五条第一項第一号の規定は、施行日以後に売りさばいた印紙について適用し、施行日前に売りさばいた印紙については、なお従前の例による。

第四条 第三条の規定による改正後の特許印紙の売りさばきに関する省令第五条第一項第一号の規定は、施行日以後に売りさばいた印紙について適用し、施行日前に売りさばいた印紙については、なお従前の例による。